

市商务委 市发展改革委
市財政局 市政府合作交流办
关于印发《上海市鼓励企业设立贸易型总部的
若干意见》的通知
沪商市场〔2021〕185号

市商務委員会 市發展改革委員会
市財政局 市政府合作交流弁公室：
《上海市の企業に対する貿易型本部設立奨励の
若干意见》印刷・公布に関する通知
滬商市場〔2021〕185号

各区人民政府，各相关单位：

各区人民政府、各関連単位：

根据《上海市推进国际贸易中心建设条例》与《上海市国民经济和社会发展第十四个五年规划和二〇三五年远景目标纲要》，为全面强化本市“四大功能”，做强做优“五型经济”，大力发展具有全球影响力的总部型经济，进一步集聚培育更多多功能、高能级的国内外贸易企业总部，支持贸易领域头部企业做大做强，市商务委会同市发展改革委、市財政局、市政府合作交流办等部门，制定了《上海市鼓励企业设立贸易型总部的若干意见》，现印发给你们，请按照执行。

《上海市国際貿易センター建設推進条例》および《上海市国民経済および社会發展第14次五カ年計画ならびに2035年までの長期目標綱要》に基づき、当市の「四大機能（グローバル資源・科学技術イノベーション・ハイエンド産業・開放拠点）」を全面的に強化し、「五型経済（イノベーション型経済・サービス型経済・開放型経済・本部型経済・流動型経済）」を強化かつ最適化し、グローバルな影響力を有する本部型経済を大いに発展させ、より多くの機能を備えかつハイレベルな国内外の貿易企業本部をさらに集約し、貿易分野のリーダー企業の増強を支援するため、市商務委員会は、市發展改革委員会・市財政局・市政府合作交流弁公室などの部門と共同で、《上海市の企業に対する貿易型本部設立奨励の若干意见》を制定し、ここに印刷・公布するため、真摯に執行されたい。

上海市商务委员会
上海市发展和改革委员会
上海市財政局
上海市人民政府合作交流办公室
2021年7月16日

上海市商務委員会
上海市發展改革委員会
上海市財政局
上海市人民政府合作交流弁公室
2021年7月16日

上海市鼓励企业设立贸易型总部的若干意见

上海市の企業に対する貿易型本部
設立奨励の若干意见

第一条（目的和依据）

根据《上海市推进国际贸易中心建设条例》与《上海市国民经济和社会发展第十四个五年规划和二〇三五年远景目标纲要》，为全面强化本市“四大功能”，做强做优“五型经济”，大力发展具有全球影响力的总部型经济，进一步集聚培育更多多功能、高能级的国内外贸易企业总部，支持贸易领域头部企业做大做强，制订本意见。

第一条（目的および根拠）

《上海市国際貿易センター建設推進条例》および《上海市国民経済および社会發展第14次五カ年計画ならびに2035年までの長期目標綱要》に基づき、当市の「四大機能」を全面的に強化し、「五型経済」を強化かつ最適化し、グローバルな影響力を有する本部型経済を大いに発展させ、より多くの機能を備えかつハイレベルな国内外の貿易企業本部をさらに集約し、貿易分野のリーダー企業の増強を支援するため、本意見を制定する。

第二条（定义）

本意见所称贸易型总部，是指境内外企业在上海设立的，具有采购、分拨、营销、结算、物流等单一或综合贸易功能的总部机构。

第二条（定義）

本意見でいう貿易型本部とは、国内外の企業が上海に設立する、仕入れ・流通・マーケティング・決済・物流などの単一的あるいは総合的な貿易機能を備えた本部機構を指す。

<p>贸易型总部既包含传统贸易企业，也包含基于互联网等信息技术从事撮合交易或提供配套服务的平台型贸易企业。</p> <p>第三条（管理部门） 市商务委负责贸易型总部认定工作，并协调有关部门共同开展促进贸易型总部发展的相关工作。</p> <p>市发展改革委、市政府合作交流办、市财政局、市经济信息化委、市科委、市地方金融监管局、上海银保监局、中国人民银行上海总部、国家外汇管理局上海市分局、市公安局、市人力资源社会保障局、上海海关、市政府外办、市税务局等部门及各区人民政府在各自职责范围内，做好对贸易型总部的服务促进工作。</p> <p>第四条（认定条件） 贸易型总部应注册在上海，具有独立的法人资格，且符合以下条件之一：</p> <p>（一）以国内批发零售为主营业务，该业务收入占总营业收入的比例占 50%以上，且上年度营业收入（销售收入）超过 100 亿元人民币；</p> <p>（二）以国际货物贸易为主营业务，该业务收入占总营业收入的比例占 50%以上，且上年度营业收入（销售收入）超过 60 亿元人民币；</p> <p>（三）以物流仓储或国际服务贸易为主营业务，该业务收入占总营业收入的比例占 50%以上，且上年度营业收入（销售收入）超过 40 亿元人民币；</p> <p>（四）以平台交易为主营业务，注册会员或入驻商家超过 5000 家且有超过 30%的比例为非本市企业。其中，面向消费者的平台企业年交易额超过 50 亿元人民币；面向企业（提供企业间交易）的平台企业年交易额超过 150 亿元人民币；</p> <p>为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑认定。</p> <p>第五条（申请材料） 申请认定贸易型总部，应当提交申请企业近一年度审计报告。</p>	<p>貿易型本部には、従来型の貿易企業のほか、インターネットなどのITにより取引仲介に従事あるいは付帯サービスを提供するプラットフォーム型の貿易企業も含む。</p> <p>第三条（管理部門） 市商務委員会は、貿易型本部認定業務の責を負い、関連部門の貿易型本部の発展促進関連業務の共同実施を調整する。</p> <p>市發展改革委員會・市政府合作交流辦公室・市財政局・市經濟情報化委員會・市科學技術委員會・市地方金融監督管理局・上海銀行保險監督管理局・中國人民銀行上海本部・國家外貨管理局上海市分局・市公安局・市人力資源社會保障局・上海稅關・市政府外事辦公室・市稅務局などの部門および各区の人民政府は、各自の職責の範囲内において、貿易型本部に対するサービス促進業務を適切に行う。</p> <p>第四条（認定条件） 貿易型本部は、上海に登録しており、独立法人資格を有し、かつ以下の条件のいずれかに合致していなければならない：</p> <p>（一）国内卸売・小売を主力業務とし、当該業務収入の全営業収入に占める割合が 50%以上、かつ前年度の営業収入（売上の収入）が人民元で 100 億元を超過すること；</p> <p>（二）国際貨物貿易を主力業務とし、当該業務収入の全営業収入に占める割合が 50%以上、かつ前年度の営業収入（売上の収入）が人民元で 60 億元を超過すること；</p> <p>（三）物流・倉庫保管あるいは国際サービス貿易を主力業務とし、当該業務収入の全営業収入に占める割合が 50%以上、かつ前年度の営業収入（売上の収入）が人民元で 40 億元を超過すること；</p> <p>（四）プラットフォーム取引を主力業務とし、登録会員あるいは出店事業者が 5,000 超、かつ非上海市企業の割合が 30%超であること。このうち、消費者向けプラットフォーム企業の場合、年間取引額が人民元で 50 億元を超過すること；企業向け（企業間取引を提供）のプラットフォーム企業の場合、年間取引額が人民元で 150 億元を超過すること；</p> <p>所在地区の經濟發展に対して突出した貢獻を行った場合、事情を考慮して認定してよい。</p> <p>第五条（申請資料） 貿易型本部の認定を申請する場合、申請企業の直近一年度の監査報告を提出しなければならない</p>
--	---

<p>第六条（申请程序） 贸易型总部的认定，按下列程序进行： （一）企业按照要求向所在地的区商务主管部门提出申请，并填写《上海市贸易型总部认定申请表》，递交相关材料； （二）区商务主管部门在 5 个工作日内完成初审后转报市商务委； （三）市商务委在 5 个工作日内完成复审，如有需要，将征求有关部门意见； （四）审核通过的，由市商务委统一颁发认定证书，并予以授牌。</p> <p>第七条（资助和奖励） 进一步优化财政资金投入机制，聚焦贸易型总部发展，加大支持力度。 对于符合外贸专项资金、服务贸易发展专项资金、服务业发展引导资金、高新技术成果转化资金等政策条件的贸易型总部，各主管部门可按照相关资金管理辦法予以支持。</p> <p>第八条（资金运作与管理） 鼓励金融机构与贸易型总部开展战略合作，通过统一授信、资产重组、发行债券、引进股权投资等多种方式拓宽融资渠道，利用信用保险金融工具等拓展国内外市场。支持贸易型总部探索开展供应链金融，为中小贸易企业提供全流程、专业化配套服务。将贸易型总部企业纳入上海市中小微企业政策性融资担保基金管理中心白名单库，予以支持。</p> <p>对内部资金有统一管理需求且符合相关条件的贸易型总部，支持其所在企业集团或外商投资性公司按照有关规定申报设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。</p> <p>鼓励贸易型总部根据自身经营和管理需要，开展各类跨境人民币业务。贸易型总部可通过跨境人民币双向资金池实施集团内资金的集中运营管理，通过经常项下人民币跨境集中收付和轧差净额结算，提高资金使用效率。支持贸易型总部优化跨境资金集中运营管理，促进跨境贸易和投融资自由化便利化。符合条件的贸易型总部可根据自身经营和</p>	<p>い。</p> <p>第六条（申請手順） 貿易型本部の認定は、以下の手順に基づき行う： （一）企業は、要求に基づき所在地の区商務主管部門に申請を提出し、併せて《上海市貿易型本部認定申請表》を記入のうえ、関連資料も提出； （二）区商務主管部門が 5 営業日以内に初回審査を完了のうえ市商務委員会に報告； （三）市商務委員会が 5 営業日以内に再審査を完了のうえ、必要があれば、関連部門から意見を聴取； （四）審査通過の場合、市商務委員会が認定証を統一発行、授与。</p> <p>第七条（支援および奨励） 財政資金投入メカニズムをさらに最適化し、貿易型本部の発展に焦点を当て、支援度を強化する。 対外貿易特別資金・サービス貿易発展特別資金・サービス業発展指導資金・ハイテク成果実用化資金などの政策の条件に合致する貿易型本部に対して、各主管部門は、関連資金管理弁法に基づき支援を与えることができる。</p> <p>第八条（資金運用および管理） 金融機関が貿易型本部と戦略的提携を行い、統一与信・資産再編・債券発行・株式投資の誘致などの多様な方式を通じて融資チャンネルを拡大し、信用保険金融ツールなどを利用して国内外市場を開拓することを奨励する。貿易型本部がサプライチェーンファイナンスの実施を模索し、中小貿易企業に全フロー・特化型付帯サービスを提供することを支持する。貿易型本部企業を上海市中小零細企業政策性融資担保ファンド管理センターのホワイトリストデータベースに組み入れ、支援を与える。</p> <p>内部資金の統一管理ニーズがあり、かつ関連条件に合致する貿易型本部について、その所属する企業グループあるいは外商投資性企業が関連規定に基づき財務会社の設立を申請し、その中国国内の投資企業に集中的な財務管理サービスを提供することを支持する。</p> <p>貿易型本部が自社の経営および管理ニーズに応じて、各種クロスボーダー人民元業務を行うことを奨励する。貿易型本部は、クロスボーダー人民元双方向プーリングを通じてグループ内資金の集中運用管理を実施し、經常項目における人民元クロスボーダー集中受払およびネットィングを通じて、資金使用効率を向上させることができる。貿</p>
--	--

<p>管理需要，开展跨国公司跨境资金集中运营管理工作，按照集团商业模式开展资金归集、调拨、结算、套保、投资、融资等业务。</p> <p>第九条（财税制度） 支持贸易型总部参与电子增值税专用发票试点，简化增值税专用发票升版与增量业务办理流程，落实企业改制重组相关税收政策。</p> <p>第十条（简化出入境手续） 贸易型总部符合条件的中国籍人员，因商务需要赴亚太经合组织相关国家，可申办 APEC 商务旅行卡享受各经济体相互为其商务人员提供的多边长期签证和快速通关礼遇。对因商务需要赴香港、澳门、台湾地区或者国外的，由有关部门提供出境便利。</p> <p>贸易型总部需要多次临时入境的外籍人员可以申请办理入境有效期不超过 1 年，停留期不超过 180 日的多次签证；需要临时来本市的外籍人员应当在中国驻外使领馆申请入境签证，时间紧迫的，可以按照国家有关规定，向公安出入境管理部门申请口岸签证入境。需要在本市长期居留贸易型总部聘雇的外籍人员可以按照规定申请办理 3 至 5 年有效的外国人居留许可。贸易型总部的外籍高级管理人员可以按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》，可被优先推荐申办在华永久居留。</p> <p>经认定的贸易型总部法定代表人及其与总部职能相关的高级管理人员在进行入境人员传染病监测体检时可享受绿色通道服务。</p> <p>第十一条（人才引进） 人力资源社会保障部门为贸易型总部引进的外籍人才在本市工作和申请相关证件提供便利。</p> <p>贸易型总部引进国内优秀人才的，符合相关条件，可以办理本市户籍。</p> <p>第十二条（贸易便利）</p>	<p>貿易型本部がクロスボーダー資金集中運用管理を最適化することを支持し、クロスボーダー貿易および投融资の自由化・利便化を促進する。条件に合致する貿易型本部は、自社の経営および管理ニーズに応じて、多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を行い、グループの商業モデルに基づき資金の集約・分配・決済・ヘッジ・投資・資金調達などの業務を行う。</p> <p>第九条（財政・税務制度） 貿易型本部が電子増値税専用發票試行に参加することを支持し、増値税専用發票のバージョンアップおよび発行枚数増加手続きフローを簡素化し、企業再編に関わる税收政策を実行する。</p> <p>第十条（出入国手続きの簡素化） 貿易型本部の条件に合致する中国籍職員は、ビジネスのためにアジア太平洋経済協力 (APEC) の関連国家に赴く必要がある場合、APEC 出張カードを申請して各经济体がビジネスマンに相互に提供する多国間長期ビザおよび迅速通関の待遇を享受することができる。ビジネスのために香港・マカオ・台湾地区あるいは国外に赴く必要がある場合、関連部門は、出国に便宜を図る。</p> <p>貿易型本部の複数回に渡り一時入国する必要がある外国籍職員は、入国の有効期限が 1 年を超えず、滞在期間が 180 日を超えないマルチビザを申請することができる；一時的に当市を訪れる必要がある外国籍職員は、国外の中国大使館・領事館において入国ビザを申請しなければならず、期日が切迫している場合、国家の関連規定に基づき、公安出入国管理部門にポートビザによる入国を申請することができる。当市に長期的に居留する必要がある貿易型本部が雇用した外国籍職員は、規定に基づき 3～5 年間有効な外国人居留許可を申請することができる。貿易型本部の外国籍高級管理人員は、《外国人中国永住審査批准弁法》に基づき、中国永住手続きへの推薦で優先可能となる。</p> <p>認定を受けた貿易型本部の法定代表人および本部機能に関わる高級管理人員は、入国者に対する伝染病監視身体検査の実施の際に優先ルートサービスを受受することができる。</p> <p>第十一条（人材誘致） 人力资源社会保障部門は、貿易型本部が誘致した外国籍人材に当市における就労および関連証書の申請の便宜を図る。</p> <p>貿易型本部が誘致した国内の優秀な人材は、関連条件に合致する場合、当市の戸籍手続きを行うことができる。</p> <p>第十二条（貿易上の便宜）</p>
--	---

<p>对符合条件的贸易型总部，海关以贸易便利化为重点，创新监管制度和监管模式，着力提升通关效率，为其进出口货物提供个性化通关便利。</p> <p>贸易型总部设立国际贸易分拨中心，进行物流整合的，海关、外汇等部门对其采取便利化的监管措施。支持总部企业申请上海市国际贸易分拨中心示范企业评定。</p> <p>第十三条（沟通服务） 建立贸易型总部沟通联络与反馈机制，加强对各类总部企业的定期走访和对接服务工作。将贸易型总部纳入本市政企合作圆桌会议机制。发挥“上海市企业服务云”和贸易型总部服务专员作用，为贸易型总部企业提供精准服务。建立贸易型总部日常运营监测机制，促进总部经济能级不断提升，维护总部企业品质和活力，保障财政支持等鼓励政策实施效能。</p> <p>第十四条（区级政府支持） 各区可以结合本区实际情况，制定支持贸易型总部的政策措施，营造有利于贸易型总部发展的营商环境。对经认定的贸易型总部，各区可以依据有关规定，给予开办、租房等资助，对区域经济发展有突出贡献的，可以给予奖励。对贸易型总部引进的人才在落户、子女入学、医疗保障、申请人才公寓等方面提供便利。各区可依托产业优势，建设贸易型总部园区，引导贸易型总部集聚，并给予租金优惠、政策扶持等服务。</p> <p>第十五条（动态评估） 各区对已认定的贸易型总部，依托企业信用信息平台，开展动态评估，对不再满足认定条件的，上报市商务委，由市商务委取消其总部资格并予以公告。</p> <p>第十六条（施行日期和有效期） 本意见自 2021 年 9 月 1 日起施行，有效期至 2026 年 8 月 31 日止。</p>	<p>条件に合致する貿易型本部に対して、税関は、貿易利便化を重点として、監督管理制度および監督管理モデルを刷新し、通関効率の向上に努め、当該貿易型本部の輸出貨物について差別化された通関上の便宜を図る。</p> <p>貿易型本部が国際貿易流通センターを設立し、物流の整合を図る場合、税関・外貨などの部門は、当該貿易型本部に対して利便的な監督管理措置を講じる。本部企業が上海市国際貿易流通センターモデル企業の認定を申請することを支持する。</p> <p>第十三条（照会サービス） 貿易型本部照会連絡およびフィードバックメカニズムを構築し、各種本部企業に対する定期往訪および連動サービスなどの業務を強化する。貿易型本部を当市の政府－企業連携ラウンドテーブル会議メカニズムに組み入れる。「上海市企業服務雲（Shanghai Enterprise Service Cloud）」および貿易型本部専属スタッフの役割を發揮させ、貿易型本部企業に正確なサービスを提供する。貿易型本部日常運営モニタリングメカニズムを構築し、本部経済レベルの不断の向上を促進し、本部企業のクオリティおよびバイタリティを維持し、財政支援などの奨励政策の実施効果を保障する。</p> <p>第十四条（区級政府による支援） 各区は、当区の実情を踏まえて、貿易型本部を支援する政策措置を制定し、貿易型本部の発展に資するビジネス環境を構築することができる。認定を受けた貿易型本部に対して、各区は、関連規定に基づき、開業・建物貸借などの支援を与え、区域経済の発展に突出した貢献を行った場合、報奨を与えることができる。貿易型本部が誘致した人材の定住・子女の就学・医療保障・人材公寓（特定人材向け住居）の申請などの方面において便宜を図る。各区は、産業の優位性に基づき、貿易型本部园区を建設し、貿易型本部の集約を誘導し、併せて賃貸料優遇・政策支援などのサービスを与えることができる。</p> <p>第十五条（動態評価） 各区は、認定済みの貿易型本部に対して、企業信用情報プラットフォームにより、動態評価を行い、認定条件を充足していない場合、市商務委員会に報告し、市商務委員会がその本部資格を取り消し、公告する。</p> <p>第十六条（施行日および有効期限） 本意見は、2021 年 9 月 1 日より施行し、有効期限は 2026 年 8 月 31 日までとする。</p>
--	---